

秋田市医師会立秋田看護学校自己点検及び自己評価に関する規程
秋田市医師会立秋田看護学校自己点検・評価に関する規程の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市医師会立秋田看護学校学則第30条第2項の規定に基づき、秋田市医師会立秋田看護学校（以下「学校」という。）における教育活動の水準の向上及び学習環境等の改善を図り、もって学校の教育目標及び社会的使命を達成するため、学校の教育活動その他学校運営に係る自己点検及び自己評価（以下「自己評価」という。）の実施並びにその公表の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 学校に、次の各号に掲げる事項を行うため、秋田市医師会立秋田看護学校自己点検及び自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 自己評価の基本方針に関すること。
- (2) 自己評価の実施及び重点目標に関すること。
- (3) 自己評価に係る報告書の作成及びその要旨のまとめに関すること。
- (4) 課題の整理及び改善計画に関すること。
- (5) 授業評価に関すること。
- (6) 学生、保護者若しくは卒業生又は地域住民を対象としたアンケートに関すること。
- (7) 改善状況の確認及び公表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、副学校長、教務主任、実習調整者及び事務長並びに学校長が指名する職員により構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、兼任副学校長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌る。

3 委員長が必要と認めるときは、臨時委員を任命することができる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、専任副学校長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、毎年度1回以上、委員会を招集する。

3 委員会を開催したときは、会議録を作成するものとする。

(自己評価の項目)

第7条 自己評価の項目(大項目及び中項目)は、別表1のとおりとする。

(自己評価の実施体制及び報告書の作成等)

第8条 自己評価は、学校設置者、学校長、副学校長、授業科目ごとの専任教員及び事務長等が、別表2により自己評価項目(小項目)ごとに評点及び説明事項を記入することにより実施するものとする。

2 委員会は、前項の規定により個別に作成された評価項目ごとの評点及び説明事項に検討を加え、報告書(別記様式)及びその要旨(おおむね2,000字以内)を作成するものとする。

3 委員長又はその命を受けた委員は、前項の報告書等が完成したときは、速やかに設置者及び学校長に報告するものとする。

4 委員会は、年度の間にも自己評価を行うよう努めなければならない。

(自己評価の結果への対応)

第9条 学校長は、委員会が行った自己評価の結果に基づき、改善が必要と認められる事項については、その改善に努めるものとする。

(公表)

第10条 学校長は、第8条の規定により自己評価の結果について報告を受け、その内容について了承したときは、速やかに教職員全員に周知するとともに、その要旨をホームページ(PDFファイル形式とする。)等で公表しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。